

沖縄市文化芸術祭 2023 運営業務 概要仕様書

※プロポーザル選定結果に基づき、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、業務委託仕様内容を決定します。

2023 年 5 月

沖縄市

1. 業務名

沖縄市文化芸術祭 2023 運営業務

2. 趣旨・目的

本市の伝統芸能等を中心とした公演を実施し、地域文化芸能の魅力を広く発信するとともに、市民に広く文化芸能に触れる機会を提供することを目的とする。また、地域との連携を図り、市内外からの集客に努めることで、まちのにぎわい創出を目指す。

3. 開催日時及び会場

- (1) 開催日時：令和 5 年 11 月 23 日（木）
- (2) 会 場：沖縄市民会館及び八重島公園

4. 委託期間

着手日から令和 6 年 1 月 26 日（金）まで

5. 業務内容

(1) イベントの企画、制作及び実施

①沖縄市文化芸術祭 2023 全体について

- ア 沖縄市の文化芸術の魅力を発信できるようなメインテーマを考案すること
- イ 舞台監督者を 1 名配置し、イベント全体の企画、制作、運営をすること

②無料公演の開催

市民に広く文化芸能に触れる機会を提供することを目的とする

- ア 開催内容：a 市内外の地域芸能（普段触れることのできない地域芸能の見本市のようなステージ）
b 市内小中高等学校、一般団体による吹奏楽
c フリンジ（広場等で自由にパフォーマンスする無報酬参加型ステージ）

イ 会 場：八重島公園及び沖縄市民会館中ホール等

ウ 公 演 数：5 公演以上

③有料公演の開催

市民に対し、より質の高い文化芸能に触れる機会を提供することを目的とする。

- ア 開催内容：a 有名芸能団体やアーティストを起用するなど話題性の高い、本文化祭の誘客が図れるようなプログラムを構成すること

b 沖縄市に愛着が持てるようなテーマの招聘作品を構成すること

イ 会場：沖縄市民会館 大ホール

ウ 料金：《目安》 大人／1,000 円～3,000 円
(公演内容により金額を設定)

④飲食ブースの設置

様々なジャンルの飲食ブースを設けることで、本文化祭の賑わいを創出すること

⑤その他独自の企画提案

その他、集客につながるような独自の企画提案をすること

⑥新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策に必要な措置を講じた上でイベントを企画・制作すること

(2) 地域との調整業務

沖縄市芸能団体協議会及び沖縄市文化協会等と連携すること

(3) 会場設営、全体進行、運営及び管理等業務

全工程において、安全、安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと業務運営を行うこと

①全体の設営、運営及び管理

- ア 主任担当者 1 名を配置し、市担当者及び事業関係者と密に連絡調整する
- イ 実施マニュアルを作成すること (緊急時対策、コンプライアンス管理等含)
- ウ 道路使用許可申請など関係機関へ申請が必要な場合は、市と協議し、すみやかに手続きを行うこと
- エ イベント保険へ加入すること
- オ イベント全体の進行・裏方、場内整理、場外整理、案内、看護師、出演者対応、来場者対応 (総合案内、迷子、拾得物、救護スペース、クリーンスタッフ、アンケート) 等、必要なスタッフを配置し、業務を遂行すること
- カ 出演者及びスタッフの手配、各種調整、チケット収入の管理、報酬等の支払いなど、すべての手続きを行うこと
- キ 音楽著作権使用料の申請・支払いを行うこと

- ク その他の必要事項は、市と密に連絡調整を行い遂行すること
- ケ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた運営を行うこと

(4) 広報に関する業務

集客に向けた効果的な広報活動を計画し、実施すること

① 広告物の作成配布

- ア ポスターを 200 部以上作成し配布すること
(デザイン例：B2、片面カラー)
- イ チラシを 5,000 部以上作成し配布すること（当日配布用含む）
(デザイン例：A4、両面印刷、片面カラー)
- ウ 配布先のリストを作成し、効果的に配布すること
※9月上旬納品、9月中までに配布すること

② SNS 等を活用し、本イベントの PR を効果的に行うこと

③ 専用ホームページの開設、運営及び管理を行うこと

④ TV、ラジオ、新聞記事などの媒体を活用した広告を行うこと

⑤ その他、より効果的な広報の手法がある場合は、市と協議の上、実施できるものとする

(5) アンケートの実施及び集計についての業務

来場者及び参加者に対し、アンケート調査を行い、その結果を集計し、分析結果をまとめ、市に提出すること。回答サンプル数の回収率を高めるような工夫をし、集計結果に偏りが生じないように努めること

(6) 業務実施報告

- ① 業務実施内容を写真及び映像等で記録し、業務実施報告書とともに市に提出すること
- ② 業務実施報告書には、実施内容、評価、課題考察、イベント来場者数を明確に記載し、A4 版で提出すること
- ③ 電子ファイルを市が指定する形式で、CD-R または DVD-R に記録して提出すること
- ④ その他、市が求める関係、資料等を提出すること

6. 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期する為、緊急連絡網の作成・配布、避難マニュアルの作成・周知・配布等の事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 本契約の履行にあたって出演者に不測の事態などが発生した場合、市・受託者協議の上、受託者の責任において代役をたてること。
- (3) 万一、事故などが発生した場合は速やかに適切に対応し、市に報告すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 業務上知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 本契約にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収書等の証拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から5年間保管すること。

7. 目標数値

入場者数は、延べ3,500人以上とし、チケット収入は、1,800,000円以上とする。

8. 業務成果の帰属等

- (1) 本業務におけるチケット収入については、本市の収入として納めること。
- (2) 取得財産について
本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。
- (3) 著作権の帰属
原則として、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市へ譲渡するものとする。但し、著作者が沖縄市への譲渡を望まない場合、受託者は沖縄市の上承を得たうえで個別に覚書を交わすこと。また、覚書を交わす際には、一般に著作財産権と解される項目においては、沖縄市が無償で使用できるようにすること。但し、譲渡することが不可能とされる著作人格権についてはこの限りではない。
契約期間終了時まで覚書を取り交わしていない著作物については、沖縄市に著作権を譲渡したものとする。
- (4) 著作権の処理
本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

9. その他

- (1) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について

疑義があるときは本市と協議することができる。

- (2) 企画及び会場運営等の実施内容については、本市と協議して確定する。
- (3) 本仕様書について定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。
- (4) 災害、感染症等の不測の事態により市が事業中止の決定をした場合はその指示に従うこと。その場合、事業中止の決定日までに実施した業務について報告を行い検査を受けること。検査に合格した場合は、事業中止の決定日までに発生した委託費を請求することができる。